## 議案第43号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安曇野市消防団員等公務災害補償条例(平成17年安曇野市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

第9条第1項中「第8条から第14条」を「第8級から第14級」に改める。

第18条中「315,000円」を「31万5,000円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に 支給すべき事由の生じた安曇野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する 損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以 後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する 障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」とい う。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を 除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等につ いては、なお従前の例による。

令和6年3月19日 提出

## 議案第44号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条 例

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年安曇野市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

令和6年3月19日 提出

安曇野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年安曇野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第33条」を「・第33条」に改める。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「指定居宅介護支援事業者は、」の次に「指定居宅介護支援の提供の開始に際し、」を、「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合など」を「等」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第1号及び第2号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同条第31号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第33号とし、同条第30号中「第58条第1項に規定する」を「第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である」に、「同項に規定する指定介護予防支援」を「指定介護予防支援」に、「自ら」を「当該指定居宅介護支援事業者が」に、「留意」を「配慮」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第32号とし、同条第29号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第31号とし、同条第28号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第30号とし、同条第27号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第30号とし、同条第27号中「ならないこと」を「ならないこと」を「なら

ない」に改め、同号を同条第28号とし、同条第25号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第27号とし、同条第24号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第26号とし、同条第23号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第24号とし、同条第21号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第23号とし、同条第20号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第22号とし、同条第19号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第22号とし、同条第18号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号中「ならないこと」を「ならない」に改め、「ものであること」を削り、同号を同条第19号とし、同条第16号中「第9号」を「第11号」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号に」を「第15号に」に改め、「、1月に1回以上」を削り、「ならないこと」を「ならない」に改める。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

第14条第15号イ中「第13号」を「少なくとも1月に1回、第15号」に改め、同号中イを ウとし、アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、 次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ 電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者 の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担 当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - a 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等の活用では把握できない情報について、 担当者から提供を受けること。

第14条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「ならないこと」を「ならないこと」を「ならないこと」を「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「第6号」を「第8号」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「ならないこ

と」を「ならない」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「など」を「等」に、「場合。」を「場合」に改め、同条第2号中「場合。」を「場合」に改める。

第22条の2中「の各号」を削る。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ ならない。

第24条第3項中「第14条第9号」を「第14条第11号」に改める。

第28条の2中「の各号」を削る。

第30条第1項中「その」を削り、同条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第1号中「第14条第13号」を「第14条第15号」に改め、同項第2号イ中「第14条第6号」を「第14条第8号」に改め、同号ウ中「第14条第9号」を「第14条第11号」に改め、同号エ中「第14条第13号」を「第14条第15号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「第14条第27号」を「第14条第30号」に改め、同条第2項中「以下」の 次に「この項において」を加える。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年安曇野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第14条中「第14条第9号」を「第14条第11号」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中「内に次」の次に「の各号」を加え、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「第28条」と、同項第4号」を「第 28条」と、同項第5号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項中「第5号及び第6号」を「第4号、第6号及び第7号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては ならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指

定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定める に当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなら ない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、 市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関で ある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に 入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努 めなければならない。

第127条第2項中「整備し」の次に「、第3号」を加え、同項第2号から第6号までの 規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
  - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全 並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲 げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認しているこ と。
    - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
    - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
    - ウ 緊急時の体制整備
    - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
    - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
  - (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関 を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなけ ればならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第152条第1項第9号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等にお ける対応方法の変更を行わなければならない。 第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制 を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認めら れた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所 者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長 に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症 の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院 した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該 指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなけれ ばならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に 係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修 を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規 定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、改正後の安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準」という。)第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 3 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第 106条の2 (新指定地域密着型サービス基準第128条、第149条、第177条、第189条及び 第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「しなければ」と あるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準第 172条第1項(新指定地域密着型サービス基準第189条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年3月19日 提出

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例(平成24年安曇野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第16条中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト に掲載しなければならない。

第40条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を

行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する 前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等 のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(基準 条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、 指定夜間対応型訪問介護事業者(基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介 護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事 業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下この項 において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介 護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第 56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営 を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防 支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性

の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方 策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機 能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。 第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関 を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなけ ればならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規 定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、改正後の安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(次項において「新指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第53条第3項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型介護予防サービス基準第63条の2 (新指定地域密着型介護予防サービス基準第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

令和6年3月19日 提出

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年安曇野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ご とに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置か なければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。 第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利 用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援 を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額 に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ ービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)」を「安曇野市介護保険条例(平成17年安曇野市条例第138号)第13条の2に規定する安曇野市介護保険等運営協議会」に改め、同条第4号中「次章」の次に「(第32条第33号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ ならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第16号に規定する」を「第32条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第17号」を「第32条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第22号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号」を「第5号から第15号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第13号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次

に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、 次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起 算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少 なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者 の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接す ることができる。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者 の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担 当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - a 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2 第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなけ ればならない。

第35条第1項中「第32条第28号」を「第32条第30号」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年3月19日 提出